

国海查第293号
平成30年11月2日

協栄マリンテクノロジ株式会社
代表取締役 高倉 恒夫 殿

海事局検査測度課長



船舶安全法令違反に係る業務改善指示について

今般、膨脹式救命いかだ及び旗下式乗込装置の整備認定事業場である貴社福山営業所において、船舶安全法令に基づく法定整備の一部を省略するとともに、未実施の整備が行われていたかのように見せかけるなどの整備記録の改ざんを行っていたことが判明した。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認定を受けた事業場が整備を行うことによって船舶及び人命の安全確保を図るという整備事業場の認定制度の根底を揺るがすものであり、遺憾である。

については、下記のとおり指示するのでその実施状況について、平成30年11月30日までに文書で報告されたい。

記

1. 必要な整備項目の一部を省略した可能性のある「膨脹式救命いかだ」及び「旗下式乗込装置」について、メーカー及び他の整備事業者等の協力を仰ぎつつ、船舶所有者等と十分な協議の上、可及的速やかに再整備や取り替えなどの必要な調整を進めること。
2. 今般の事案が発生した原因究明を進めるとともに、徹底した再発防止策を講じること。